

西予市
城川町田穂地区景観計画

平成 27 年

西 予 市

《目次》

1. 田穂地区の位置	1
2. 田穂地区の概要	1
3. 田穂地区の現況	4
4. 田穂地区の特性	6
5. 城川田穂地区の景観形成に係る課題	9
6. 景観区域の設定	11
7. 田穂地区農村景観地区景観計画の基本方針	13
8. 行為の制限	14
(1) 届出の対象となる行為	14
(2) 景観形成基準	16
(3) 景観重要建造物・景観重要樹木の整備に関する事項	19
9. 屋外広告物の制限	20

1. 田穂地区の位置

城川町田穂地区は、西予市役所から東へ直線距離で約17km、四国愛媛県南部の山間に位置し、県道35号野村城川線沿道にある。

田穂地区は一級河川肱川の上流域にあたり、支流の田穂川と並行して走る県道に沿って集落が展開しているが、ほとんどは急傾斜地で平地から中腹にかけて棚田や畑等として利用されている。



【位置図】

2. 田穂地区の概要

本地区の景観計画を策定するにあたり、地区の概要及び棚田の保全整備事業について中四農政局「農業農村整備事業と多面的機能（愛媛県 田穂地域）」を参照し、以下のとおり整理する。

(1) 田穂地区の歴史と農業

① 地区のあらましと歴史

本地区は、愛媛県西南部、西予市城川町に位置する山間地域であり、かねてから城川町の「わがむらは美しく」をキャッチフレーズに景観保全活動による地域活性化に取り組んでいる。

本地区内には、歴史的民俗遺産である茶堂や棚田百選に選ばれた「堂の坂（どうのさこ）」、県指定天然記念物の「アンモナイト」、西予市指定天然記念物の樹齢500年の「びやくしん（柏）」がある。また、伝統行事である虫送りの行事「実盛（さねもり）送り」などの行事も多く、「わがむらは美しく」を進める西予市城川町の中でも、農村景観・文化が色濃く残る地区である。

このような中、近年は、水田・棚田・農村景観の保全活動を地区全体で行っている。

② 地区の農業

本地区の世帯数及び人口は、68戸、197人（平成26年4月1日現在）であり、その大部分が農業を営んでいる。

農地面積は、水田29ha、畑地4ha、樹園地25haであり、主な農産物は米で、ゆず、クリの栽培にも取り組んでいる。

本地区の水田には棚田を形成している農地が多くあるが、そんな厳しい土地条件にもかかわらず、各農家は、営農意欲が旺盛で「先祖伝来の棚田を守りたい」気持ち強い地区である。

(2) 農業農村整備事業への取り組み

本地区の生産活動を行っていく上でもっとも基本となる生産基盤を整備することにより、棚田景観を維持保全していくとともに、地区の住民活動、文化伝承活動の集落活動を推進するため、住民活動の拠点となる整備を行った。

【里地棚田保全整備事業】

- ・ 棚田保全整備 1.5ha
- ・ 頭首工改修 1箇所
- ・ 管理道舗装 238m
- ・ 案内板 1基
- ・ 茶堂改修 3棟

(3) 多面的機能発揮への取り組みと工夫

① 里地棚田保全整備事業

1) 棚田の基盤整備

景観に配慮した土色のコンクリート畦畔、耕作道を整備し、労力の低減を図り、営農意欲の増進と多面的機能の維持を推進した。

2) 交流施設の整備

都市住民に資産を紹介し、地域とのふれあい交流を促進するため、案内板を設置し、歴史的文化遺産に対する意識の向上及び地域の保全に対する意欲の向上を図った。

老朽が著しく、倒壊の恐れがあった茶堂を改修することにより、地域コミュニティの場としての機能を継続させるとともに、地域の活性化を図った。

② 棚田の基盤整備



整備前



整備後

(3) 交流施設の整備



茶堂整備



案内板整備

■住民参加のようす

平成13年に町の「わがむらは美しく推進モデル地区」の指定を受け、推進委員会を設立し、「花いっぱい運動」をはじめ、「子供相撲大会」など広く地域づくり活動を実施している。



花いっぱい運動に参加した地区住民の方々



子供相撲大会

(4) 取り組みに対する評価

本地区では、「日本の棚田百選」に指定された「堂の坂」^{どうのきこ}の棚田が地元農家により保全管理されており、茶堂などの文化遺産や伝統行事の保存・伝承に努めながら、花いっぱい運動や地域づくり事業など地域コミュニティ活動を推進している。また、従来から地区住民活動に熱心に取り組んでいたが、里地棚田保全整備事業の基盤整備により営農意欲も高くなり、地域の一体感がさらに醸成された。

今後は、都市住民との交流を図るなど、より一層の地域の活性化を目指している。

(以上、中四農政局 農業農村整備事業と多面的機能(愛媛県 田穂地域)を参考)

3. 田穂地区の現況

(1) 堂の坂地区（日本の棚田百選）

西予市城川町田穂地区には、「日本の棚田百選」、「にほんの里 100 選」に選ばれた、堂の坂の棚田がある。山間に広がる棚田が美しく、棚田に吹く風を受けながら美しい田穂の堂の坂の棚田を眺め続けていると、ゆるやかな時間が流れているのを感じる。

巡礼者に飲食をふるまうことで自分も功德を積む「お接待」の場である東屋風の茶堂が、城川町内に 50 か所以上、田穂地区には 3 か所が残っており、棚田と同様に山村風景を豊かなものにしていく。



【堂の坂の棚田】



【堂の坂の棚田】

(2) 茶堂

かつて茶堂は愛媛県南予地方から高知県にかけて各地にあったが、老朽化するに連れて取り壊される例が増えているが、城川町では茶堂が人々の生活になじんでいることから多数残っており、中には地区の人々の手により新築されたものもある。

魚成地区で行われている実盛送りの人形も茶堂に立寄り、お休みし、待ち構えていた近くの人々がお参りし、お米などをお供えするとともに、いただきものをする。このように、茶堂は地区の人々のコミュニケーションの場としても機能している。

なお、城川町は「遍路道」のコースからは外れているため、お遍路さんを直接の対象としたものではないが、昔から旅人が休息に立寄る場ではあった。

城川町の茶堂は、茶堂群として、日本建築家協会四国支部によって「建築巡礼四国八十八ヶ所第 45 番建築札所」に指定（1998 年（平成 10 年））されている。（「建築巡礼 四国 88 カ所ガイドブック」出版：南の風社）



【桜んとう茶堂】



【沖の堂茶堂】



【ごまじり茶堂】

(3) 棚田のイベント

①棚田のキャンドルイベント

2013年10月に日本棚田百選のひとつ「堂の坂（どうのさこ）棚田」に1,500基のキャンドルが灯された。

『棚田百選にも選ばれている田穂地区の「堂の坂」で、ろうそくの点灯イベントを実施。辺り一面が夜の中に浮かぶ光の海と化し、幻想的な光景を演出することができました。

わずかな工夫ひとつで、地区の違った風景を創ることができ、新たな発見となりました。』（『』部分は、西予市広報2014年10月）



【棚田のキャンドルイベント】
(西予市城川支所 facebook より)

②農村体験

平成22年10月に、西予市城川総合支所産業課、田穂ふるさと守る会の協賛のもと、愛媛県農地整備課、南予地方局農村整備課が主催し、農業が果たしてきた役割とそれを守っていくことの大切さを一緒に考える『日本の棚田百選「堂の坂」で農村体験』のイベントが行われた。

対象は、小学生30組（保護者の同伴が必要）で、稲刈り及び稲木干し体験や餅つき体験、及び昼ご飯に棚田米のおむすび・餅・猪鍋の食体験を行った。



【稲刈り体験】



【餅つき体験】

(4) 西予市景観計画策定案

西予市景観計画策定案では、西予市全域の中から代表的な景観を有する7地区をモデル的に選定し、地区別の景観目標、基本方針を検討している。

城川町堂の坂棚田は、7つのモデル地区のうち農村景観を代表する景観として挙げられている。

4. 田穂地区の特性

西予市景観計画策定委託業務報告書（平成 23 年 3 月）から、西予市城川地区（田穂地区以外も含む）の特性を抽出すると以下のとおりである。

(1) 歴史的背景

- ・縄文草創期から晩期にかけての遺跡である穴神洞穴遺跡（川津南）や縄文晩期の遺跡である中津川洞遺跡（古市）が発見されている。
- ・室町期から戦国期にかけては、宇和の西国寺氏の配下にあった土居に本拠を置く北之川氏と魚成に本拠を置く魚成氏がこの地を支配し、北之川氏は三滝城、魚成氏は竜ヶ森城を築いた。（いずれも山城）
- ・土佐との国境に近いことからしばしば長宗我部氏の侵攻を受け、天正 11 年（1583）に長宗我部氏の侵攻のもと、落城。
- ・藩政時代には高野子組は吉田藩、そのほかは宇和島藩の山奥組となっていた。
- ・明治 22 年（1889）の市町村制の施行により、魚成村、高川村、土居村、遊子川村が成立。
- ・昭和 29 年（1954）に、上記 4 村が合併し、村域を流れる黒瀬川に由来した黒瀬川村となり、昭和 34 年町制施行に伴い、城川町となる。
- ・平成 16 年 4 月 1 日に愛媛県東宇和郡明浜町、宇和町、野村町、城川町及び西宇和郡三瓶町の 5 町が合併して西予市となった。

(2) 自然環境

- ・城川地区の南部には西日本有数の大断層である仏像構造線が東西に走っている。また、城川地区の黒瀬川河畔ではシルル紀石灰岩が分布し地質的には日本最古級の地層の一つとなっている。（他にも城川地区では三疊紀前期のアンモナイト化石を産出する田穂の石灰岩層など多くの地質学的に興味のある地点が分布している。）
 - ・約 4 億年前という日本最古級の地質や岩石に関する本格的な調査が、西南日本で初めて行われたのが、城川町の黒瀬川地域である。1956 年、これらの古い大地は「黒瀬川構造帯」と名づけられた。
 - ・黒瀬川構造帯とそれに関連する地層の総延長は 1,000 キロを超え、九州、四国を経て関東まで続いている。付加体の中に古い大陸の断片が入るという特異な成り立ちの原因はまだ解明されていないが、かつて南半球に存在したゴンドワナ大陸のかけらがプレートに乗って移動し日本列島に付加したというものや、横にずれる断層によって、もともと遠く離れていた大地と大地が、1000 キロ以上も移動してひとつになったというもの、巨大な低角度の断層や褶曲によって、時代の違う大地同士が隣合わせになったというものなどが考えられている。
- しかし、黒瀬川構造帯の成因はどれをとっても地球規模でのダイナミックな大地の動きであり、日本列島誕生の歴史とも密接に関わっていることから、アジア大陸と日本列島の成り立ちを解く鍵を握っている。

(3) 産業の変遷

- ・藩政期は紙と木蠟（もくろう）が主な商品であった。
- ・峠を下ったところにある土居は、土佐との取引で栄えた在町で、その繁栄は明治・大正時代まで引き継がれた。
- ・冷涼な気候を生かしたトマト、キュウリ、クリ、ユズなどの生産が盛んである。林産物では乾しシイタケの生産が盛んで県下有数の産地となっている。また、肉牛、養豚などの酪農経営も行われている。
- ・昭和45年から49年の間に縫製工場2社、ボイラー工場や鑄造工場の進出があった。

(4) 地区のランドマーク

- ・田園景観と一体となった茶堂
旅人へのお接待を始めとして、集落内の寄り合いや信仰行事、祖先供養、大日講などの行事が行われ、「旧往還沿いや集落の入り口、集落内の街道辻などに建てられ、特徴的な景観となっている。（老朽化したものもあるが、補助により改築されたものもある。）
- ・棚田景観
「日本の棚田百選」に選ばれた堂の坂の棚田を始め、多くの地域で棚田を見ることができる。

(5) 景観の概況と景観類型

- ・周囲を山々に囲まれ、谷筋に水田が線状に広がり、河岸段丘は棚田状に農地が形成され、集落が点在する。
- ・黒瀬川本流（古市、高野子、本村など）や支流魚成川（田穂、魚成など）では開けた棚田景観がみられ、他の支流では幅の狭い小規模な棚田景観が見られるが、耕作放棄により荒れた棚田となっているところもある。
- ・老朽化したものや改修されたものなど状況は様々であるが、茶堂が地区のシンボリックな景観要素となっている。
- ・下相は、国道沿いや旧道沿いに城川支所、道の駅（きなはい屋）、ギャラリーしろかわなどの文化施設が集中し、地区の中心地的な景観となっている。
- ・宝泉坊温泉や三滝溪谷周辺、龍澤寺周辺など拠点的に観光開発が行われ、それぞれの地域で特徴的な景観要素となっている。

以上の景観概況に基づき、城川田穂地区は、『山間田園景観（狭小なところや盆地形態に近い広がりがあるところもあるが、近景として山並みが位置し、目の前に水田や集落が見える景観）』に類型されている。

(6) ジオパーク

- ・本市は、平成25年9月24日に日本ジオパーク委員会から西予市全域が「四国西予ジオパーク」として日本ジオパークに認定された。愛媛県では初となる認定である。
- ・四国西予ジオパークには、リアス式海岸と段々畑に代表される北部宇和海地域、伝統的な町並みや遺跡や古墳が数多く分布している宇和盆地、河岸段丘に拓かれた農地や集落が特徴の肱川中流域、石灰岩特有のカルスト地形と冷涼な高原ならではの動植物が生息する酪農地帯である大野ヶ原などがあり、海・里・山それぞれの場所で営まれてきた人々の暮らしを1,400mの標高差の中で見ることができる。

- ・四国西予ジオパークでは、多様な特徴を持つ地域内を北部宇和海エリア、肱川上流エリア、黒瀬川エリア、四国カルストエリアと4つのエリア分けを行っており、城川地域一体を包括する黒瀬川エリアでは、約4億5,000万年前から現在に至るまでの多様な岩石や化石が見つかる地域である。奥伊予の伝統・文化も数多く保存され、ジオと人々の暮らしの関わりを楽しむことができる。
- ・中でも黒瀬川エリアの田穂地区には2つのジオポイントがある。1つめの堂の坂の棚田は、清水川沿いの北側斜面に、総区画数は約100、耕作面積は約1haの石積みの棚田で、農林水産省の「日本の棚田百選」にも選定されている。毎年6月の最終日曜日には、害虫退散と五穀豊穰を祈って、水田のあぜ道を練り歩く「虫送り」行事が行われるなど、昔ながらの習俗や祭礼などとともに山里の原風景を楽しむことができる。2つめの田穂の石灰岩は、岩体の一部分が愛媛県の天然記念物に指定されており、中生代初めのころ生きていた大変貴重なアンモナイト化石が発見された場所である。それだけではなく、生物の歴史で最大の絶滅が起こった古生代と中生代の境界（P-T境界、2億4500万年前）の地層だということが、この石灰岩のボーリング調査で見つかったコノドント化石からわかっていることから生物の大量絶滅が起こった当時の海という環境を探るには非常に重要な資料でもある。

田穂地区の主要な景観要素



5. 城川町田穂地区の景観形成に係る課題

既存資料及び現地踏査に基づき、田穂地区の景観形成に係る課題を以下のとおり抽出整理する。

(1) 水田から畑地への転換

田穂地区「堂の坂」の棚田のうちの1枚が水田から畑地に転換されている。

稲作規模の継続が困難になったことによるものか自家消費のためによるものかは不明であるが、棚田の美しさは、棚田の上から眺めた水田の緑の重なりであり、夕日等に浮かび上がる田植え前の水を張った水田風景であることを考えると棚田の保全が難しくなってきたとみることもできる。



【畑作転換地】

(2) 民家の変化

田穂地区を県道沿いに歩くと、民家の屋根が光って見えるが、これは施釉瓦を使っているためである。

また、壁面については、横殴りの風雨から塗り壁を守るためと見られるが、塗り壁の上から木目模様の金属パネルを貼り付けている民家もあり、徐々に民家の変化が始まっているとみられる。



【民家の屋根】

(3) 棚田や民家を支える石積みの顕彰

田穂地区の棚田は、巨石や“水抜き”と呼ばれる石を組み合わせた暗渠をふくんだ石積みで作られた美しい棚田で、当時の石組技術の水準の高さがうかがえる。また民家の石垣についても河成段丘の段丘面の保護の役割も担っているようにも見えることから、棚田と一体となった景観要素として保全を図ることが必要である。



【堂の坂の棚田の石積み】



【堂の坂の南側の棚田の石積み】

6. 景観区域の設定

(1) 景観区域設定の基本的な考え方

① 棚田の背景の保全

田穂地区の棚田は谷筋に形成されているため、色彩の濃く深い緑に囲まれた農地を形成していることから、周辺の樹林と一体となった棚田景観の保全が必要である。



【棚田周辺の樹林地】



【棚田を囲む樹林地】

② 文化的景観の保全

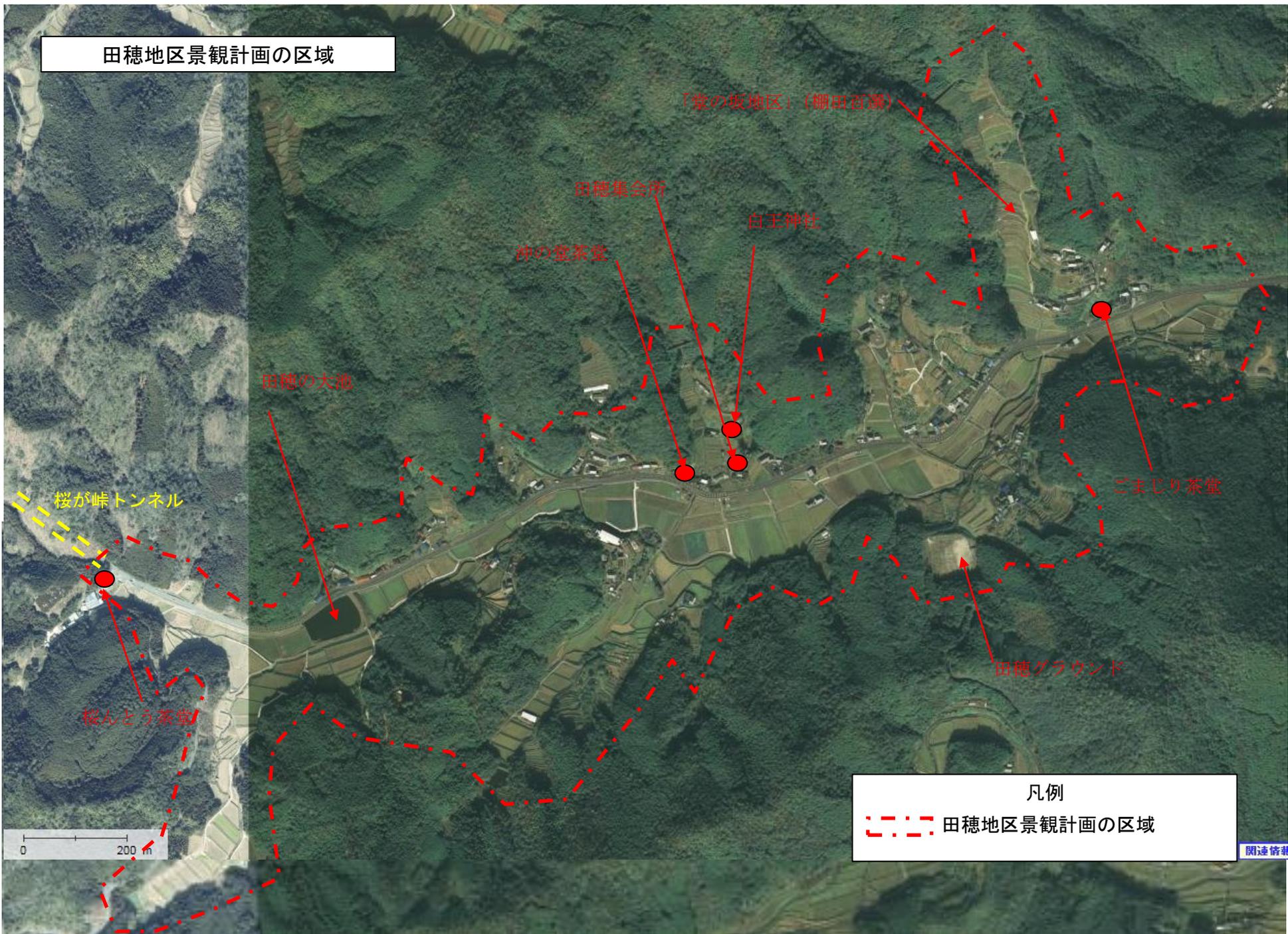
文化的景観とは、『地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（文化財保護法第二条第1項第五号より）』と定義づけられている。

その文化的な価値を正しく評価し、地区で護り、次世代へと継承していくためには、この文化的景観を保護することが必要であり、生業としてきた住民の生活（民家群）と一体となった景観の保全が必要である。

また、この考えのもとに、棚田を支えてきた石積みをはじめ、棚田に水を供給してきた水源地やため池などもあわせて文化的景観と位置づけ、保全を図ることが必要である。

(2) 景観計画区域の設定

前記の基本的な考えに基づき、田穂地区景観計画区域は、田穂地区において棚田を形成している区域をはじめ、棚田の背景を形成している丘陵地（樹林地）、集落の区域、水源地やため池などを含む区域とし、地目が宅地、田・畑、公共施設等から水平距離約 50～100 mの範囲とする。



7. 田穂地区景観計画の基本方針

(1) 景観形成の目標

西予市景観計画における景観重点地区等の考え方や、モデル地区として先行する「卯之町町並み景観区域」における住民参加等を参考としつつ、堂の坂地区が日本棚田百選に選定されていることも踏まえながら、地区の良好な景観形成の目標を次のとおり定める。

**豊かな緑に囲まれた谷間の棚田と営農を継続する集落とを
一体的に保全する景観づくりを進める。**

(2) 景観形成の方針

田穂地区は城川町にあり、「奥伊予」と呼ばれ急峻な山に囲まれた中山間地域を形成している地区であり、肱川の支流である田穂川に沿って集落が展開し、急峻な山間部の谷筋の麓に集落が集まっている。

田穂地区の山並みはほとんどが急傾斜地となっており、中腹あたりから麓までが棚田として利用されている。とりわけ、田穂地区の「堂の坂地区」は、洪水防止、水源のかん養、多様な動植物や貴重な植物の生息空間や美しい景観の提供など様々な役割を果たすとともに、その維持・保全の取組を積極的に評価し、農業・農村の発展を図る趣旨のもと、「日本の棚田百選」に選定されていることから、それぞれ下記の基本方針を定めるものとする。

なお、区域における農家人口の減少や高齢化の進捗状況を踏まえ、棚田百選に選定された堂の坂地区も区域内の一部として、緩やかな規制基準とすることを考慮する。

①棚田の石積みや法面の保全と活用

- ・田穂地区の棚田景観や集落景観を特徴付けている石積みや法面について、できるだけ保全するとともに、区域の景観づくりに活用する。
- ・農業振興のための基盤整備においても、石積みを多用するとともに、構造的にコンクリートとしなければならない場合においても周辺環境と調和する工法を選定するよう努める。

②棚田の背景の自然環境の保全

- ・山間の棚田は、尾根筋の森林を背景として棚田の境界線を形成しており、棚田を引き立たせる重要な景観要素であることから尾根筋の森林、樹林地の保全に努める。

③農地と集落との一体的景観の形成

- ・農地と集落は、一体となって文化的景観を形成している。本区域においても、集落は麓に集中し、谷間に形成された棚田が集落の横から天に向かって伸びてゆく景観を呈している。また棚田と同様の石積みによって農家の土台が守られているように人の生活と農地の形成が一体となっていることから、棚田と集落を一体的な景観として景観形成を図るものとする。

④耕作放棄地の発生防止

- ・棚田は、田植え前の水張り時、田植え直後、緑豊かな出穂期、黄金色の刈り取り期など、一年を通じて様々な風景を見る人に提供してくれる。このため、一部にでも耕作放棄地

や畑地が出現すると、全体の色彩バランスが失われることになり、このような景観阻害要因となる耕作放棄地等の発生防止に努めるものとする。

⑤都市と農村の交流の活性化

- ・農業体験や農産品の試食会イベントなど、都市住民に対して、棚田の良好な景観や魅力や営農継続の困難性を発信し、多くの人に農業の実態を知ってもらうことにより、農村農業の振興を図るとともに、地域コミュニティの維持を図り、地区全体で棚田を保全する方法を検討する。

以上の方針を踏まえ、本景観計画に基づく建築物や工作物の届け出制度を活用して田穂地区農村景観計画区域の景観づくりを推進するものとする。

8. 行為の制限

田穂地区農村景観地区における良好な景観形成を目指して、景観地区内で行われる行為についての制限の趣旨及び内容（以下「景観形成基準」という。）を下記のとおり定める。

(1) 届出の対象となる行為

田穂地区の景観に与える影響の大きい建築物や工作物を対象とし、新築、増築、改築、移転のほか、外観を変更することとなる修繕、模様替、色彩の変更を行う場合は届出を行うものとする。

ただし、届出を行う必要のない建築物や工作物の建築等の行為においても、本景観計画に定める景観形成基準を満たすよう努めるものとし、また、景観形成基準の定めのない工作物についても、本景観計画の趣旨を踏まえ、景観に配慮した整備等に努めることとする。

①建築物

次の1) 又は2) に該当する建築物

- | |
|--|
| 1) 軒の高さが7mを超えるもの（通常の2階建て住宅の場合は7m未満） |
| 2) 延べ面積が500㎡を超えるもの
（増築後、当該規模となるものを含む） |

上記に該当する建築物の外観の変更（修繕、模様替、色彩の変更）について、次に該当するものは届出の対象外とする。

【届出対象外建築物】

行為	届出の対象外となるもの
修繕、模様替	従前の建物延べ面積の半分に満たないもの
色彩の変更	従前の外壁の垂直投影面積の半分に満たないもの

②工作物

次の1)～8) に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）で、高さが2.0mを超えるもの

- | |
|---|
| 1) 煙突 |
| 2) 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの |
| 3) 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔その他これらに類するもの |
| 4) 高架水槽、物見塔その他これらに類するもの |
| 5) 擁壁 |
| 6) 鉋物、岩石、コンクリート、ガラス等の粉砕等の用途に供する工作物で原動機を使用するもの |
| 7) 自動車車庫の用途に供する工作物（住宅等に附属する車庫は除く） |
| 8) 汚物処理場、ごみ焼却場その他これらに類する処理施設の用途に供する工作物 |

工作物の外観の変更(増築、改築、修繕、模様替、色彩の変更)について、次に該当するものは届出の対象外とする。

【届出対象外工作物】

行為	届出の対象外となるもの
増築、改築	当該行為後の工作物の高さが 2.0m 以下のもの
修繕、模様替	当該変更部分にかかる部分が、外観の半分に満たないもの
色彩の変更	変更に係る部分の垂直投影面積が、垂直投影面積の 10 分の 1 以下となるもの

③開発行為(建築物の建築又は工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更)

以下に掲げる開発行為について届出を行うものとする。

ただし、届出を行う必要のない開発行為等についても本景観計画に定める景観形成基準を満たすよう努めるものとする。

- 1) 開発区域の面積が 1,000 m²を超えるもの又は高さが 2m を超える法面を生じるもの

④屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

以下に掲げる堆積等について届出を行うものとする。

ただし、届出を行う必要のない堆積等についても本景観計画に定める景観形成基準を満たすよう努めるものとする。

- 1) 土石の堆積
・高さ 2m 又は面積 500 m² を超えるもの
- 2) 廃棄物、再生資源その他の堆積
・高さ 2m 又は面積 100 m² を超えるもの
- ※ただし、堆積期間が 30 日を超えて継続しないものは除く

⑤土地の形質の変更

以下に掲げる土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採、その他の土地の形質の変更については届出を行うものとする。ただし、開発行為は除く。

- 1) 行為の面積が 1,000 m² を超えるもの

⑥木材の伐採、植栽

以下に掲げる木材の伐採、植栽について届出を行うものとする。

ただし、届出を行う必要のない伐採、植栽等においても本景観計画に定める景観形成基準を満たすよう努めるものとする。

- 1) 行為の面積が 1,000 m² を超えるもの

⑦農地の用途変更

以下に掲げる農地の用途変更について届出を行うものとする。

- 1) 棚田において水田から畑地に変更するもの

※上記の行為をしようとする者は、あらかじめ景観法施行規則第 1 条で定めるところにより、①行為の種類、②場所、③設計又は施工方法、④着手予定日、⑤その他景観法施行規則第 2

条で定める事項を景観行政団体の長（西予市長）に対し届け出なければならない。

※西予市長は、届出に係る行為が前記の景観形成基準に適合しないと認めるときは、届出者に対し、その届出にかかる行為に関し、設計の変更その他必要な措置をとることを勧告することができる。また、この勧告は、届けのあった日から30日以内にしなければならない。

(2) 景観形成基準

項 目		景観形成基準
建築物	形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然環境や田園景観と調和し、落ち着いたまとまりのある形態・意匠、素材とする。 ・建築物の屋根は、落ち着いた色調の勾配屋根(切妻、寄棟、入母屋)とし、やむを得ない場合でも周辺との調和に配慮する。
	壁面	<ul style="list-style-type: none"> ・通りに接する壁面は、道路境界からの後退や接道部への植栽等によりゆとりのある空間の創出に努める。 ・桁行き方向の長い建築物の場合は、棟を分割又は雁行させるなどの工夫を行うことにより周辺に圧迫感や威圧感を与えないようにする。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然環境や田園景観と調和した2階建て以下の建物となるよう努めること、かつ棚田景観を阻害しない高さとなるように配慮する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の屋根や外壁については、周辺の景観と調和する落ち着いた色彩を基調とすること。
	屋外設備	<ul style="list-style-type: none"> ・室外機や高架水槽等の建築設備は、道路など公共の場から見えない位置に設置する。やむを得ず設置する場合は、自然素材のものや緑化により覆うなど、周辺の自然環境と調和するように配慮する。 ・配管やダクト等は、道路など公共の場から見える部分に露出しないよう配慮する。やむを得ず露出する場合は、壁面と同一の色調とするなど目立たないようにする。
	外構	<ul style="list-style-type: none"> ・駐車場、駐輪場、ごみ集積所等は、形態・意匠、素材の工夫、周囲の緑化等により、周辺の自然環境と調和するよう配慮する。 ・道路など公共の場に接する場所に塀や柵を設ける場合は、植栽、自然素材のものをを用い、周辺の自然環境や棚田の景観と調和するよう配慮する。 ・敷地内に現存する石積みについては、できる限りこれを保全し、活用を図るとともに、法面で構成されている場合は法面緑化に努めるものとする。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する場所や敷地内は花木などによる緑化に努めること。
工作物	形態 意匠	<ul style="list-style-type: none"> ・棚田や集落の石積みの保全に努め、柵・塀を設ける場合、建築物と調和するように形態、意匠を工夫する。 ・周辺の景観との調和に配慮し、圧迫感を与えないように工夫すること。
	壁面	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然景観に対して目立つ色は避け、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。
	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の環境に配慮した高さとする。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然景観に対して目立つ色は避け、周辺の景観と調和する色彩を基調とすること。
	緑化	<ul style="list-style-type: none"> ・道路に面する場所や敷地内は花木などによる緑化に努めること。
開発行為（建築物の建築又は工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更）		<ul style="list-style-type: none"> ・開発後の状況が、周辺の景観と著しく不調和とならないこと。 ・造成等での擁壁や法面は、緑化又は石積み等により周辺の自然環境及び棚田景観との調和に配慮すること。 ・棚田景観の背景となる斜面緑地については、周辺の植生に配慮して緑化に努めること。 ・斜面における土地の形状を変更する場合は、現状の形状を活かすよう配慮するとともに、植栽等による修景に努めること。 ・樹木の伐採は必要最小限にとどめること。

屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> ・集積等の面積は必要最小限にとどめ、高さは極力低くするとともに、整然とした堆積とすること。 ・道路や公共の場から容易に望見できない位置とするか、周囲から見えにくいよう遮へいし、周辺の景観に配慮すること。
土地の形質の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・農道、林道、耕作道等は、整備する素材や設置場所、規模など、地区景観に配慮したものとする。 ・石積の新設・修復にあたっては、工法・素材などを地区の伝統や歴史に配慮するよう努める。 ・棚田の形態を変更しないよう努める。 ・信仰及び地区の祝祭行事に係る施設（石造物、建造物等）を保存する。
木材の伐採、植栽	<ul style="list-style-type: none"> ・木竹の大規模な伐採はできる限り避ける。 ・伐採の位置は、棚田及び県道 35 号野村城川線からの眺望に配慮する。 ・伐採後は植栽に努め、その際は周辺の植生に配慮する。 ・地区を特色づけている樹木、生垣等は伐採しない。やむを得ず伐採しなければならない場合は、これに代わる植栽を行う。
屋外広告物	<ul style="list-style-type: none"> ・広告物は、周辺環境に調和した質の高いデザインとなるよう配慮する。 ・広告物の掲出面は、周囲の色彩と調和した落ち着いた色調を基調とする。 ・広告物は建物屋上に設置しないものとする。
農地の用途変更	<ul style="list-style-type: none"> ・棚田の水田風景の保全に努める。

(3) 景観重要建造物・景観重要樹木の指定方針

①景観重要建造物の指定方針

景観計画区域内にある景観的に優れた建造物で、かつ、市民や観光客に親しまれている建造物で、公共空間から誰もが容易に見ることができ、下記の要件を満たすものについては指定し、保全を行う。また、景観重要建造物は市民の推薦でも協議等必要な手続きを経て指定できる。

【指定基準】

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1) 周辺景観に溶け込み、地区のシンボリックな存在となっているもの 2) 優れたデザインからなり、景観の重要性が高いもの 3) 地区の自然、歴史、文化、生活などの視点から、その特性が地区を象徴するもの 4) 地域に親しまれ、愛されているもの 5) 文化財保護法による重要文化財等に指定されている建造物は除く |
|---|

棚田の石積みについては、今後、所有者等の同意が得られた場合は、景観重要建造物として指定し、本市の支援制度等の導入も検討しながら、その保全を図っていくものとする。

②重要景観樹木

景観計画区域内にある景観的に優れた樹木で、かつ、市民やイベントに参加する都市住民、子ども達に親しまれている樹木で、十分な樹高があり樹幹も太く、健康な状態を維持し、公共空間から誰もが容易に見ることができ、下記の要件を満たすものについては指定し、保全を行う。(景観重要構造物同様、重要景観樹木は市民の推薦でも協議等必要な手続きを経て指定できる。)

【指定基準】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1) 周辺地域の景観を特徴づけ、地区のシンボリックな存在となっているもの2) 樹高や樹形による姿が特徴的で、良好な景観形成に寄与するもの3) 長い間市民に親しまれ、愛され、大切にされてきたもの4) 文化財保護法による天然記念物等に指定されている樹木は除く |
|--|

9. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

屋外広告物は、表示・設置の内容によっては、景観を阻害する要因となるものであることから、その適正な表示、設置を規制・誘導することは景観上極めて重要である。

そのため、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為については良好な景観の形成との調和が保たれるよう、必要な制限を行うものとする。